

## (5) 物価スライドの特例措置の解消

- 過去、物価が下落する中、経済社会情勢への配慮の観点から、物価スライドの特例措置が講じられ、現在、物価の変動に応じた本来の年金水準よりも1.7%分高い水準の年金額が支給されている。

この特例措置については、計画的に解消することが必要であり、その具体的な方法については、16年度の年金額の改定の在り方と合わせ、予算編成過程の中で結論を得る。

## (6) 世帯類型ごとの給付水準表示

- マクロ経済スライドでは、世帯類型の別にかかわらず、同程度の給付水準の調整を行っていくこととなる。
- 複数の異なった世帯類型でどの程度の給付水準となるかについて、被用者世帯の給付水準を見るとき指標である所得代替率（当該世帯の現役時代の平均的な手取り賃金に対する新規裁定時に受け取る年金額の割合）で見たものを参考として示す。

### 世帯類型別給付水準

世帯類型	年金額・代替率		2025年	
	年金額	代替率	年金額	代替率
① 夫のみ就労の場合 〔夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世〕	23.8万円 (40.1万円)	59.4%	27.1万円 (49.6万円)	[56.5%] 54.7% [50.8%]
② 40年間共働きの場合 〔夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯〕	30.2万円 (64.6万円)	46.7%	34.4万円 (79.9万円)	[44.6%] 43.0% [39.9%]
③ 一時離職の場合Ⅰ（再就職後フルタイム） 〔○夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ○妻の通算就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成13年度：25年8月）により設定（※1）〕	27.9万円 (55.8万円)	50.0%	31.8万円 (69.0万円)	[47.7%] 46.0% [42.7%]
④ 一時離職の場合Ⅱ（再就職後パートタイム） 〔○夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、パートタイムで再就職する世帯 ○妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成13年度：6年9月）、通算した就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成13年度：25年8月）により設定（※1）〕	24.9万円 (44.2万円)	56.3%	29.3万円 (59.4万円)	[51.0%] 49.3% [45.8%]
⑤ 離職の場合 〔○夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ○妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成13年度：6年9月）により設定（※1）〕	24.9万円 (44.2万円)	56.3%	28.3万円 (54.7万円)	[53.6%] 51.8% [48.1%]
⑥ 男子単身の場合 〔単身で40年間フルタイムで就労する世帯〕	17.1万円 (40.1万円)	42.7%	19.5万円 (49.6万円)	[40.9%] 39.3% [36.4%]
⑦ 女子単身の場合 〔単身で40年間フルタイムで就労する世帯〕	13.1万円 (24.5万円)	53.3%	14.9万円 (30.3万円)	[50.8%] 49.1% [45.6%]

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の年金額は、平成12年改正における標準的な年金額に使用した平均標準報酬36.7万円、妻の年金額は、フルタイム時は平成13年度の女性被保険者の平均標準報酬22.4万円、パートタイム時は現在の平均の8.0万円を用いて計算。

※3 年金額の欄の下段は、代替率計算上の分母である、現役時代の平均手取り報酬額。年金額計算に用いた報酬月額を1.3倍してボーナス込みの月額に換算し、さらに0.84倍（2025年水準の場合、0.81倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※4 2025年時点の年金額及び手取り総報酬額は、現在水準のものを試算の前提を用いてスライドさせて算出。

※5 2025年時点の金額は、2025年時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。

※6 2025年時点の代替率は、上段が少子化改善+経済好転ケース、中段が基準ケース、下段が少子化進行+経済悪化ケース。

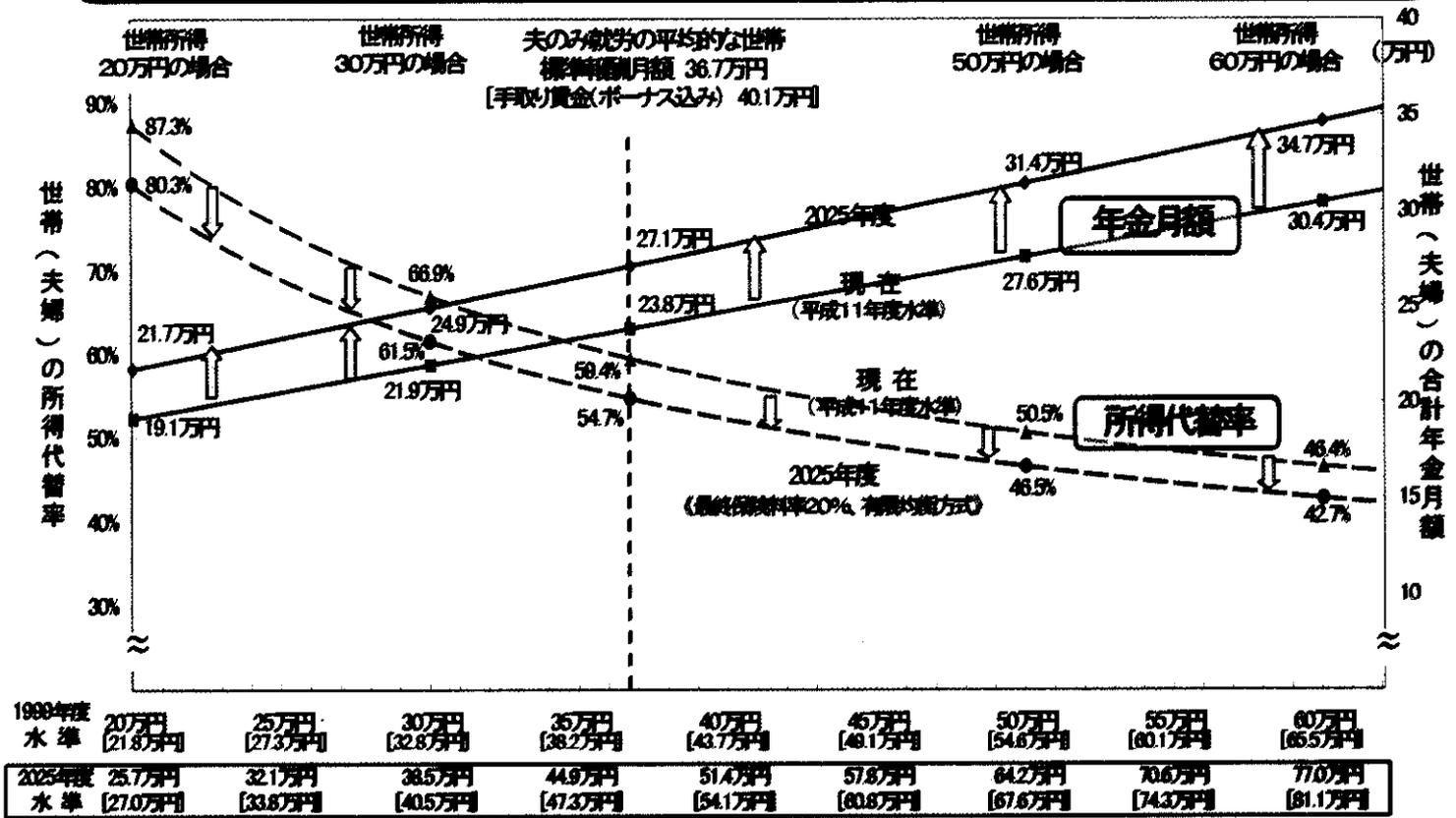
○ 現行の年金制度の体系は、定額の基礎年金と報酬比例年金を組み合わせたものであることから、一般的に、世帯類型にかかわらず、世帯一人当たりの賃金が高いほど、その世帯の所得代替率は低下することとなる。

ただし、世帯一人当たりの賃金が高くなるほど、年金額そのものは高くなり、所得代替率が低いことのみをもって、公的年金の給付水準として不利になっていることは意味しない点に留意が必要である。

## 世帯(夫婦)所得別の年金月額及び所得代替率

－ [最終保険料率20%、基準ケース] －

- 世帯(夫婦)の合計所得が増加すると、所得代替率は低下するが、年金額が増加する。
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注: 世帯(夫婦)の合計所得の【 】内は、手取り賃金(ボーナス込み)の月額換算額である。  
 2: 2025年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在の価値に割り戻した値である。  
 所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み)の月額換算額

## (7) 高額所得者に対する給付制限の是非と年金課税の見直し

### <高額所得者給付制限の是非>

- 一定以上の高額所得者については、年金の給付制限を行うべきとの意見があるが、これに対しては、同額の保険料を同期間拠出したにもかかわらず、所得・資産によって給付制限を行うのは、拠出に応じた給付を行うという社会保険方式の基本が損なわれるという問題がある。

特に、第1号被保険者に関しては、年齢により拠出期間と受給期間を一律に区分し、均一拠出・均一給付という保険原理の強い構成となっており、所得・資産によって給付制限を行った場合、保険料拠出意欲を損ない、制度の存立にも影響を与えかねない。

また、実際にも、現状では、公正な所得把握が現実的に可能かという問題がある。

年金制度全体の整合性から考えると、年金課税や在職老齢年金制度の見直しの方法が妥当と考えられる。

### <年金課税の見直し>

- 高額所得者の負担力を考慮した負担の公平を図るためには、年金の給付制限によるより、年金に限らず高齢者の収入全体を標準とした負担を求めることが可能な年金課税の見直しによることが適当である。

- 現行の公的年金等控除の仕組みについて、高齢者と給与所得者の間の負担の公平を勘案して縮小し、年金も含めた収入全体に応じた適切な税負担とすることが適当である。

年金受給者の中における公平という観点から64歳以下と65歳以上とで別々に設けられている控除を一本化すること、控除そのものは給与所得とのバランスを保つこと、また標準的な年金だけで暮らしている高齢者世帯には課税がなされないようにすること等が必要である。

- 公的年金等控除の見直しによる税収については、現役世代とともに高齢者も能力に応じて負担を分かち合う観点から、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げの財源の一部として、相当する額を繰り入れるべきである。

これにより、現役世代だけでなく、負担能力のある高齢者が国民共通の活力の基盤である年金制度を支えることを具体的な形とすることができる。

#### <65歳以降の在職老齢年金制度の見直し ～ 70歳以降も適用>

- 一方で、60歳台後半の在職中の者については、引き続き厚生年金の被保険者となり、厚生年金と賃金の合計額が現役の平均的な賃金水準を上回るものについて支給調整を行う在職老齢年金制度がある。

この仕組みについて、世代間の公平や高齢世代内の公平の観点から、就労し負担能力のある高齢者が年金制度の負担を分かち合うため、適用年齢を拡大する。

- ① 現在の厚生年金の被保険者資格は70歳未満までとなっているが、この年齢制限をなくし、70歳以降も在職中は被保険者として保険料負担を求める（その後の退職時に、加入期間に応じて年金額は改定される。）とともに、
- ② 60歳台後半の在職老齢年金制度を70歳以降にも適用する。